

大津市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定により、
包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第
252条の38第3項の規定により別添のとおり公表する。

令和2年3月10日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	重	森	昭彦
同	山	本	久子
同	津	田	穂積